

基礎研 レター

韓国政府が養育手当を拡大！

—韓国版児童手当を拡大した背景や出生率改善への効果は？—

生活研究部 研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—韓国政府が養育手当を拡大

韓国では、今年の3月から養育手当制度が改正・実施されている。この制度改正により、子どもを育てるすべての世帯に(所得制限なし)、保育料や養育手当が支給されることになった(制度改正以前には、0～5歳の子どもの保育所などの施設に預ける世帯(所得下位70%以下の世帯)や、0～2歳の子どもの自宅で育てる低所得世帯のみに、保育料や養育手当が支給されていた)。まさに、日本の児童手当と同様の制度が韓国にも導入されたのである。

養育手当は、保育所などの施設を利用する際には、「保育料」として、施設を利用せず自宅で子育てをする際には「養育手当」として支給される。給付額は最低10万ウォン(9,220円)¹から最高39.4万ウォン(36,327円)で、子どもの年齢や施設の利用有無により差等支給される(図1)。

図1 子どもの年齢階層別保育料や養育手当(2013年)

①保育料(保育所などの施設を利用する際)

満0～2歳	満3～4歳	満5歳
満0歳：39.4万ウォン(36,327円)	満3歳：22万ウォン(20,284円)	満5歳：22万ウォン(20,284円)
満1歳：34.7万ウォン(31,993円)	満4歳：22万ウォン(20,284円)	
満2歳：28.6万ウォン(26,369円)		

②養育手当(自宅で子育てをする際)

満0～2歳	満3～4歳	満5歳
満0歳：20万ウォン(18,440円)	満3歳：10万ウォン(9,220円)	満5歳：10万ウォン(9,220円)
満1歳：15万ウォン(13,830円)	満4歳：10万ウォン(9,220円)	(2013年新設)
満2歳：10万ウォン(9,220円)	(2013年新設)	

資料出所)韓国保健福祉部ホームページより筆者作成。

¹ 本稿では2013年10月15日の為替レート(韓国100ウォン=日本9.22円)適用している。

養育手当に必要な財源は各自治体の予算と国の補助金(ソウル市には予算の 20%を、その他の自治体には予算の 50%を国が補助)で賄われており、日本のように企業の負担分はない²。

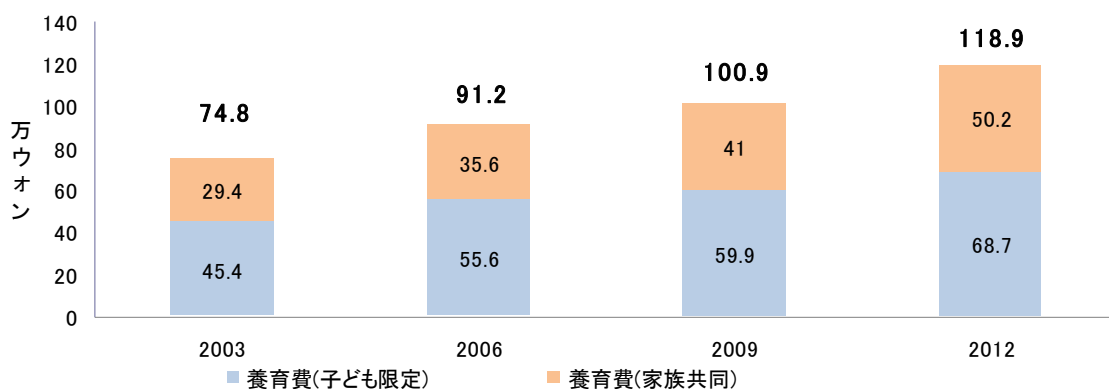
2—養育手当を拡大した背景

韓国政府が養育手当を拡大した目的は、子育て世帯の経済的負担を減らすことにより、急速なスピードで進んでいる少子化を抑制するためである。

2012 年における韓国の合計特殊出生率(以下「出生率」)は 1.30 であった。出生率は最近少しずつ上昇している傾向にあるが、OECD 加盟国の平均出生率 1.74(2010 年)に比べるとかなり低い水準である。また、2012 年における高齢化率は 11.8%であり、日本の 24.1%に比べるとまだまだ低い。高齢化のスピードが速いために、2022 年には 14%を超えて高齢社会に到達することが予想されている。さらに、2020 年には 20%を越え、2050 年には 38.2%まで上昇することが見通されている。このまま少子高齢化が進んでいくと、労働力人口の減少による経済の低迷や、社会保障制度の持続可能性の脆弱化が生じることは確実である。従って、韓国政府にとって、子育て世帯の経済的負担を緩和し、少子化の改善を図ることが何よりも重要な課題であった。

子育て世帯が子ども 1 人を育てるのに必要な費用は、1 ヶ月平均 118.9 万ウォン(11 万円)で、3 年前の 100.9 万ウォン(9.3 万円)より、18.9%も増加している³。都市労働者世帯の 1 ヶ月平均所得が 423.3 万ウォン(39 万円)⁴であることを考えると決して低い水準であるとは言えない。さらに最近離婚の増加により女性世帯主が増え続けているが、女性世帯主の平均所得は 214.3 万ウォン(19.8 万円)であり、男性世帯主の 482.7 万(44.5 万円)の半分にも及ばず、子育ての費用は特に女性世帯主にはより大きな負担になっている。

図 2 子育て費用(一ヶ月)の推移



出所) 韓国保健社会研究院(2012)「2012 年全国出産力および家族保健・福祉実態調査」

² 日本の児童手当等の財源は、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額であり、所得制限額未満の被用者に対する 3 歳未満の子どもに係る手当の費用の 15 分の 7 を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が 2 対 1 の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1 対 1 とする。

³ 韓国保健社会研究院(2012)「2012 年全国出産力および家族保健・福祉実態調査」

⁴ 統計庁(2013)「2012 家計金融及び福祉調査報告書」

また、子育て費用を、子ども個人の消費や教育のために支出する「養育費(子ども限定)」⁵と、家族と共同で消費するために支出する「養育費(家族共同)」⁶に区分して比べてみると、1ヶ月平均の子育て費用118.9万ウォン(11万円)のうち、「養育費(子ども限定)」は68.7万ウォン(6.3万円)で、「養育費(家族共同)」50.2万ウォン(4.6万円)を上回っている。特に、「養育費(子ども限定)」のうち、教育費が占める割合は57.2%(39.3万ウォン(3.6万円))で、韓国社会では子どもの教育費が子育て世帯において大きな負担であることが伺える。

表1 子育て費用(一ヶ月)のうち、「養育費(子ども限定)」の内訳と推移

単位:万ウォン

	分析対象者数	食料品費	衣服・靴費	保健医療費	教育費	教育費		合計
						公教育費	私教育費	
2003	14,221	12.7	3.7	1.7	27.3	12.1	15.2	45.4
2006	11,816	15.4	4.8	2.1	33.4	13.1	20.3	55.6
2009	11,496	15.6	4.4	1.6	38.3	15.3	23	59.9
2012	10,482	20.4	6.8	2.2	39.3	16.5	22.8	68.7

出所) 韓国保健社会研究院(2012)「2012年全国出産力および家族保健・福祉実態調査」

3—出生率改善への効果は？

養育手当が拡大されてから7ヶ月が過ぎた現在、すでに予算不足により養育手当の支給が中断される危険性が高い自治体も現れている。ソウル市の17の自治区や京畿道は、すでに予算がなくなった状態となり、他の予算を振り替える形で養育手当を支給しているが、今後各自治体の補正予算が成立しなければ、養育手当の支給は難しくなる。

予算が早い段階で不足した理由としては、各自治体が財政難を理由に十分な予算を組まなかったことや、事前に養育手当の必要額を十分に把握していなかったことが挙げられる。また、受給者に所得制限を設けておらず、さらに韓国外に居住する在留者⁷に対しても養育手当を支給していることも予想より早く予算を枯渇させた一因であると言える。従って、一部の専門家からは、今回の養育手当の拡大は、目先の人気取りを優先とした、いわゆるポピュリズムの性格が強いという批判の声もあがっている。

韓国政府は、養育手当に対する自治体の負担を軽減する目的で、養育手当に対する政府負担分を拡大させる「乳・幼児保育法」の改正案⁸を国会に提出しているが、まだ成立していない状況である。今後、韓国の養育手当の拡大政策が、少子化に悩む韓国の出生率改善にどのような影響を与えるかその動向が注目されるところである。

⁵ 「養育費(子ども限定)」には、食料品費、衣服・靴費、保健医療費、公教育費、私教育費が含まれる。

⁶ 「養育費(家族共同)」には、住居及び光熱水道費、家事用品費、教養娯楽費、交通通信費、その他の消費が含まれる。

⁷ 両親のどちらかと満0～5歳までの幼児(二重国籍者含む)が、「韓国国籍」を保有している場合。

⁸ ソウル市に対しては予算の30%を、地方自治体に対しては予算の70%を国が補助する。